

学校で予防すべき感染症にかかった場合（罹患：りかん）について

「学校で予防すべき感染症」（以下の表参照）に該当する疾患に罹患した場合は、医師の指示する期間は登校することができません。

学内での感染拡大予防のためにも、以下の手続きの流れに従い、速やかに報告をお願いします。

■ 手続きの流れ

- 1、医療機関受診時にPDF04の「学校で予防すべき感染症」治療（罹患）証明書を提出し、**診断日または治療日に記載を依頼をする。**
- 2、**診断日に「学校で予防すべき感染症」報告・公欠申請フォームより、感染報告申請をする。**
※「受診証明（医療費明細書と学生証）」または「治療（罹患）証明書」の画像を添付する。
※診断書の場合は、「4、※診断書の場合は」の記載項目を参照してください。
- 3、医師の指示に従い療養する。
療養期間は**朝・夕の体温を測り**、記録し、回復報告時に回答します。（スマートフォン、紙等）
- 4、**療養期間終了後に「学校で予防すべき感染症」感染・公欠申請フォームより回復報告の申請をする。**
※治療（罹患）証明書の画像を添付する。（原則1週間以内）
※診断書の場合は、診断日、診断名、自宅療養期間（登校禁止期間）、医療機関名、医師名、発行日の記載が必要です。
- 5、公欠希望者は、「4、回復報告」の申請後に公欠申請をする。
- 6、保健室に「学校で予防すべき感染症」治療（罹患）証明書を提出する。（療養終了後1週間以内）

■ 学校で予防すべき感染症一覧

※五十音順

第一種	第二種	第三種
エボラ出血熱	咽頭結膜熱	急性出血性結膜炎
急性灰白髄炎（ポリオ）	インフルエンザ	コレラ
クリミア・コンゴ出血熱	結核	細菌性赤痢
ジフテリア	水痘	腸管出血性大腸菌感染症
重症急性呼吸器症候群 （SARSコロナウイルス）	髄膜炎菌性髄膜炎	腸チフス、パラチフス
	百日咳	流行性角結膜炎
中東呼吸器症候群 （MARSコロナウイルス）	風しん	その他：医師の登校禁止指示がある場合
	麻しん	RSウイルス感染症
痘そう	流行性耳下腺炎	EBウイルス感染症
特定鳥インフルエンザ	新型コロナウイルス感染症	感染性胃腸炎（ウイルス性、ノロ）
南米出血熱		サルモネラ
ペスト		カンピロバクター
マールブルグ病		手足口病
ラッサ熱		マイコプラズマ肺炎
		溶連菌

（2024年2月改訂版）